

| 陸上自衛隊仕様書 | | |
|----------|--------|------------|
| 物品番号 | | 仕様書番号 |
| | | FS-Z210012 |
| 空調設備保守点検 | 作成 | 令和5年4月1日 |
| | 変更 | 令和6年4月19日 |
| | 作成部隊等名 | 富士学校管理部 |

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊富士駐屯地において実施する空調設備保守点検について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001の1.2及びGLT-CG-Z500002の1.2及び建築保全業務共通仕様書 最新版による。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

- GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書
- GLT-CG-Z500002 陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書
- 建築保全業務共通仕様書 令和5年度版

2 保守点検に関する要求

2.1 一般的要求事項

本修理は、本仕様書によるほか陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書GLT-CG-Z000001及び陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書GLT-CG-Z500002に基づくほか次の標準仕様書等（以下「仕様書等」という。）に基づき実施するものとする。また、仕様書等に記載なき事項で、メーカー仕様による事項は、それに従うものとする。

- a) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書（最新版）」
- b) 国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課保全指導室監修「建築保全業務報告作成の手引き（最新版）」

2.2 点検、整備等の種類

点検、整備等の種類については、調達要領指定書により指定する。

2.3 点検、整備品

点検、整備品の機種名、建物番号等は、調達要領指定書により指定する。

2.4 点検項目、内容、周期

点検項目、内容、周期については、調達要領指定書により指定する。

2.5 場所

静岡県駿東郡小山町481-27 陸上自衛隊富士学校内

2.6 実施予定日等

実施予定日等については、調達要領指定書によって指定する。

3 監督・検査

- a) 請負業者は、作業を実施するに当たり、官側の指示に従うものとする。
- b) 役務が完了した場合は、役務完了届を提出し、検査官の検査を受ける。

4 秘密保全

請負業者は、GLT-CG-Z500002の箇条6による秘密保全等の取扱いに万全の注意を払わなければならない。

5 その他の指示

5.1 提出書類

提出書類は、調達要領指定書によって指定する。

5.2 仮設電力及び消耗品等

本役務において使用する電気水道等、工具、清掃道具、消耗品等は、請負業者が準備すること。

5.3 仕様書等に関する疑義

請負業者は、図面・仕様書との内容に相違がある場合や、明示のない場合、又は、疑いを生じた場合は、監督官と協議するものとする。

5.4 その他

- a) 振動発生作業など施設機能に影響を与える作業を実施する場合は、事前に監督官と十分に協議し実施すること。
- b) 一日の作業終了後は、工具及び材料等の整理整頓及び実施場所の清掃を実施すると共に当該作業で発生した廃材等の発生材料は、官側と調整し、金属類は官側に調書と共に引継ぐこと。
- c) 請負業者は、現場監督者を指名し、関係法令に従って工程管理及び役務に従事する者の技術上の指導監督を行うと共に火災、盗難、その他災害の防止に十分な注意を払う。又、役務実施場所においては、常に整理整頓に心がけ、危険箇所の点検を行う等事故防止に努め、官側の指定した場所以外に立ち入らないこと。
- d) 請負業者は、施設及び物品に損傷を与えないように必要な養生を施すものとする。やむを得ず施設及び物品に損傷を与えた場合はすみやかに官側に報告するとともにこの責任で現状に復旧する。この場合における復旧費用並びにその被害による損害補償は契約相手方の負担において行う。
- e) 安全管理について万全を期するものとする。

| | | |
|----------------|------------------------------------|-------------|
| 調達要領指定書 | 調達要求書発簡番号 | / |
| | 調達要求番号 | 4KS81A50021 |
| | 調達要求年月日 | 令和 6年 4月19日 |
| | 作成部課 | 富士学校管理部 営繕課 |
| | 作成年月日 | 令和 6年 4月19日 |
| 品名 | 325号建物ほか空冷ヒートポンプ式パッケージエアコン等空調機保守点検 | |
| 仕様書番号 | FS-Z210012 | |

指定事項

2.2 点検、整備等の種類

325号建物ほか空冷ヒートポンプ式パッケージエアコン等空調機保守点検 1ST

2.3 点検、整備品

| 建物番号 | 種類 | 規格 | 数量 | 冷房能力 |
|------|-------------------|----------------------------|----|---------|
| 325号 | 空冷ヒートポンプ式チリングユニット | ダイキン UWXY180FACR 設置 : R2.3 | 5台 | 30 kWh |
| | | 新晃 SV-20 設置R2.4 | 1台 | 70 kWh |
| | エアークハンドリングユニット | 新晃 SV-9 設置R2.4 | 1台 | 31 kWh |
| | | 新晃 SV-10 設置R2.4 | 2台 | 36 kWh |
| | | 新晃 SV-12 設置R2.4 | 1台 | 41 kWh |
| | | 新晃 SV-11 設置R2.4 | 1台 | 39 kWh |
| 282号 | 空冷パッケージエアコン | 三菱 PA-J400C 設置H8.3 | 1台 | 35 kWh |
| 280号 | 空冷パッケージエアコン | ダイキン SR25JB-CR 設置H5.3 | 1台 | 58 kWh |
| | | ダイキン SR20JAR 設置H6.3 | 1台 | 53 kWh |
| | | ダイキン DSR15AR 設置H6.3 | 1台 | 30 kWh |
| 266号 | 空冷チリングユニット | 日立 RCUPI180AZ5 設置H28.1 | 1台 | 118 kWh |
| 324号 | エアークハンドリングユニット | 新晃 SV-17 設置H29.3 | 1台 | 40 kWh |
| | 空冷チリングユニット | 三菱 CAHV-P850A-BS 設置H29.3 | 1台 | 87 kWh |

2.4 点検項目、内容、周期

a) チリングユニット

| 点検項目 | 点検内容 | 周期 |
|--|--|----------------------|
| 1 基礎・固定部 | ① き裂、沈下等の有無を点検する。 ② 固定金具の劣化及び固定ボルトの緩みの有無を点検する。 ③ 防振材、ストッパー等の劣化及び緩みの有無を点検する。 | IN IN IN |
| 2 外観の状況 (1) 本体 (2) 保冷剤 | 腐食、変形、損傷等の有無を点検する。 損傷及び脱落の有無を点検する。 | IN IN |
| 3 内部の状況 熱交換器 | ファンコイルの汚れ、損傷等の有無を点検する。 | IN |
| 4 付属品 (1) 温度計・圧力計 (2) 安全弁 | ① 正常値を指示していることを点検する。 ② 取付け部等の漏れの有無を点検する。 ③ 汚れ及び損傷の有無を点検する。 漏れの有無及び作動の良否を点検する。 | IN IN IN IN |
| 5 電気系統 (1) 操作回路・動力回路 (2) 端子 (3) クランクケースヒーター | 絶縁抵抗を測定し、その良否を点検する。 緩み、変色及び破損の有無を点検する。 ① 温度の異常の有無を点検する。 ② 絶縁抵抗を測定し、その良否を点検する。 | IN IN IN IN |

| 点検項目 | 点検内容 | 周期 |
|---------------|---|----------|
| (4) 操作盤 | ① 絶縁抵抗を測定し、その良否を点検する。 ② 盤内の汚れ、異物の付着、緩み及び変形の有無を点検する | IN IN |
| (5) 電磁開閉器 | 異常音及び劣化の有無を点検する。 | IN |
| (6) 接地 | ① 断線及び緩みの有無を点検する。 ② 接地抵抗を測定し、その良否を点検する。 | IN IN |
| 6 保安装置 | | |
| (1) 圧力開閉器 | 設定値で作動することを点検する。 | IN |
| (2) 吐出ガス温度サーモ | 作動の良否を点検する。 | IN |
| (3) 断水リレー | 作動の良否を点検する。 | IN |
| (4) インターロック | 作動の良否を点検する。 | IN |
| (5) 冷水凍結防止サーモ | 作動の良否を点検する。 | IN |
| (6) 可溶栓 | 変形、破損等の有無を点検する。 | IN |
| 7 冷媒系統 | ① ガス漏れの有無を点検する。 ② 配管の損傷、接触、磨耗、腐食等の有無を点検する。 | IN IN |
| 8 潤滑油系統 | 油の汚れの有無及び油量の適否を点検する。 | IN |
| 9 冷水及び冷却水系統 | ① 漏れの有無を点検する。 ② 弁の開閉の良否を点検する。 | IN IN |
| 10 排水系統 | 通水試験を行い、流れに支障のないことを点検する。 | IN |
| 11 運転調整 | | |
| (1) 音、振動 | 異常のないことを点検する。 | IN |
| (2) 電源電圧、電流 | ① 運転時における主電源電圧の変動が、規定値内にあることを点検する。 ② 主電流、圧縮機電流及び送風機電流が規定値以下にあることを点検する。 | IN IN |
| (3) 冷媒ガス | 高圧側及び低圧力の圧力、温度等の冷媒ガスの状態を把握するために必要な計測を行い、その値が許容範囲内にあることを点検する。 | IN |
| (4) 冷凍機油 | 油圧、温度等を計測し、その値が許容範囲内にあることを点検する。 | IN |
| (5) 熱交換状況 | 冷媒、冷却水及び冷水の温度等を点検し、熱交換状況が正常であることを点検する。 | IN |
| (6) 自動制御 | 温度、圧力、容量及びタイマー制御が設定値で作動することを点検する。 | IN |

b) 空冷式パッケージ空調機

| 点検項目 | 点検内容 | 周期 |
|----------|---|----------------|
| 1 基礎・固定部 | ① き裂、沈下等の有無を点検する。 ② 固定金具の劣化及び固定ボルトの緩みを点検する。 ③ 防振材、ストッパー等の劣化及び緩みの有無を点検する。 | IN IN IN |
| 2 外観の状況 | 腐食、変形、破損等の有無を点検する。 | IN |
| 3 冷房切替え | 暖冷房兼用の場合は、温水又は蒸気コイルの水抜きを行い、これらに係る止弁の開閉の良否を点検すると共に(補助)電気ヒーター及び加湿器の電源遮断、自動制御機器の切替え並びに作動確認を行う。 | IN |
| 4 暖房切替え | 暖冷房兼用の場合は、温水又は蒸気コイルの水抜きを行い、これらに係る止弁の開閉の良否を点検すると共に(補助)電気ヒーター及び加湿器の電源投入、自動制御機器の切替え並びに作動確認を行う。 | IN |

| 点検項目 | 点検内容 | 周期 |
|---|---|----|
| 5 水系統 | | |
| (1) 加湿用給水 | ① 弁の開閉を点検する。 | IN |
| (2) ドレンパン | ② 漏れ及び汚れの有無を点検する。 | IN |
| (3) ドレン排水 | 汚れ、さび、腐食等の有無を点検する。 本体のドレン排水確認を行い、支障のないことを点検する。 | IN |
| 6 電気系統 | | |
| (1) 操作回路・動力回路 | 絶縁抵抗を測定し、その良否を点検する。 | IN |
| (2) 端子 | 緩み及び変色の有無を点検する。 | IN |
| (3) 操作盤 | 盤内の汚れ、異物の付着、緩み及び変形の有無を点検する。 | IN |
| (4) クランクケースヒータ | 通電及び発熱状態に異常のないことを点検する。 | IN |
| 7 送風機 | | |
| (1) Vベルト | 緩み、き裂、磨耗等の有無を点検する。 | IN |
| (2) 軸受 | 異常音、異常振動等の有無を点検する。 | IN |
| (3) 羽根車 | 汚れ、損傷等の有無を点検する。 | IN |
| (4) 電動機 | 回転方向が正しいことを確認する。 | IN |
| 8 エアフィルター | | |
| (1) ろ材 | 詰まり、損傷等の有無を点検する。 | IN |
| (2) 枠 | 変形、腐食等の有無を点検する。 | IN |
| 9 冷媒系統 | | |
| (1) ガス漏れの有無を点検する。 | ① | IN |
| (2) 配管の損傷等の有無を点検する。 | ② | IN |
| 10 熱交換器 | | |
| (1) フィンコイル及び凝縮器の汚れ、損傷等の有無を点検する。 | ① | IN |
| (2) 補助ヒーターの汚れ、損傷等の有無を点検する。 | ② | IN |
| 11 加湿器 | | |
| (1) 作動の良否を点検する。 | ① | IN |
| (2) 汚れ、損傷等の有無を点検する。 | ② | IN |
| 12 保安装置 | | |
| (1) インターロック | ① 水冷式の場合は、冷却水ポンプ接点及びフロースイッチ接点の作動の良否を点検する。 | IN |
| (2) 圧力開閉器 | ② 室内送風機運転と(補助)電気ヒーターが連動して作動することを点検する。 | IN |
| (3) 可溶栓又は安全弁 | 作動の良否を点検する。 | IN |
| (4) 温度ヒューズ | ガス漏れ変形等の有無を点検する。 | IN |
| (5) 加熱防止器 | 溶断、変形及び変色の有無を点検する。 | IN |
| (6) 圧力計 | 作動の良否を点検する。 指示値が正常であることを点検する。 | IN |
| 13 自動制御機 | 温度調節機、湿度調節器、タイマー制御、圧力制御及び容量制御が設定値で作動することを点検する。 | IN |
| 14 運転調整 | | |
| (1) 音、振動 | 異常のないことを点検する。 | IN |
| (2) 電源電圧 | ① 供給電源電圧に異常のないことを点検する。 | IN |
| (3) 運転電流 | ② 運転時における電圧変動が規定値内であることを点検する。 | IN |
| (4) 冷凍機油 | ① 主電流及び圧縮機電流が定格以下であることを点検する。 | IN |
| (5) 熱交換状況 | ② 送風機及び加湿器の電流に異常がないことを点検する。 | IN |
| (6) 除霜装置 | ③ 電気ヒーターの電流が定格値にあることを点検する。 | IN |
| (7) 汚損、劣化及び油量の適否を点検する。 | | IN |
| (8) 水冷式の場合は、冷媒、冷却水、温水、吹出し空気温度を点検し、熱交換状況が正常であることを点検する。 | ① | IN |
| (9) 空冷式の場合は、冷媒、室外機及び室内機の吹出し空気温度を点検し、熱交換状況が正常であることを点検する。 | ② | IN |
| (10) 暖房運転時の場合は、検知作動並びに四方弁動作の良否を点検する。 | | IN |

c) ユニット型空調和機

| 点検項目 | 点検内容 | 周期 |
|--|---|--|
| 1 基礎・固定部 | ① き裂、沈下等の有無を点検する。 ② 固定金具の劣化及び固定ボルトの緩みを点検する。 ③ 防振材、ストッパー等の劣化、緩みの有無を点検する。 | IN IN IN |
| 2 外部の状況 (1) 本体 (2) 保温材、吸音材 | 腐食、変形、破損等の有無を点検する。 損傷及び脱落の有無を点検する。 | IN IN |
| 3 送風機 (1) 羽根車 (2) シャフト (3) ベルト (4) プーリー (5) 軸受 (6) カップリング (7) 電動機 | ① 汚れ、さび、腐食等の有無を点検する。 ② 回転バランスの良否を点検する。 汚れ、さび、磨耗等の有無を点検する。 弛み、磨耗、損傷等の有無を点検する。 磨耗等の有無を点検する。 ① 異常音、異常振動等の異常の有無を点検する。 ② 給油の状態を点検する。 磨耗、損傷等の有無を点検する。 ① 絶縁抵抗を測定し、その良否を点検する。 ② 回転方向が正しいことを点検する。 ③ 表面温度の異常の有無を点検する。 ④ 電流が定格値内であることを点検する。 | IN IN IN IN IN IN IN IN IN IN IN IN |
| 4 熱交換器 | 冷温水コイル、蒸気コイル等の汚損、腐食、損傷等の有無を点検する。 | IN |
| 5 加湿器 | ① 加湿ノズルの詰まりの有無を点検する。 ② 作動の良否を点検する。 ③ 汚れ、損傷等の有無を点検する。 ④ 加湿状態点検用ランプが点灯することを点検する。 | IN IN IN IN |
| 6 エリミネーター | 詰まり、腐食等の有無を点検する。 | IN |
| 7 水系統 (1) ドレンパン (2) ドレン排水 | 汚れ、さび、腐食等の有無を点検する。 本体のドレン排水確認を行い、詰まりのないことを点検する。 | IN IN |
| 8 エアフィルター (1) ろ材 (2) 枠 | 詰まり、損傷等の有無を点検する。 変形、腐食等の有無を点検する。 | IN IN |
| 9 運転調整 | ① 運転時における電圧変動が規定値内であることを点検する。 ② 運転電流が定格値以下であることを点検する。 | IN IN |

d) 共通

| |
|---------------------------|
| 1 汚れ、詰まり、付着等がある部品又は点検部の清掃 |
| 2 取付不良、作動不良、ずれ等がある場合の調整 |
| 3 ボルト、ねじ当で緩みがある場合の増締め |
| 4 次に示す消耗部品の交換又は補充 |
| ① 潤滑油、グリス、充填油等 |
| ② ランプ類、ヒューズ類 |
| ③ パッキン、ガスケット、Oリング類 |
| ④ 精製水 |
| 5 接触部分、回転部分等への注油 |
| 6 軽微な損傷がある部分の補修 |
| 7 塗装 (タッチペイント) |

2.5 実施予定日等

実施予定日等は下記を基準とし、細部は監督官との調整による。

- a) IN点検 契約日 ~ 令和6年6月3日 (月)
- b) IN点検報告期限 令和6年6月28日 (金)
- c) 本工期は、作業期間中の土曜日、日曜日及び祝日を作業不能日として見込んでいる。
- d) 本点検の作業時間は、(8時30分) ~ (17時00分) とする。
ただし、これを越える時間については、監督官と協議するものとする。

4 提出書類

- a) 契約締結後、監督官と協議して作業工程表を作成し、監督官に提出する。
- b) 国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課保全指導室監修の建築保全業務報告作成の手引き(最新版)に基づき点検結果報告書を提出すること。
- c) 本役務において作業点検前、点検中、点検後その他監督官の指示する箇所を撮影し、A - 4紙に整理して提出すること。
- d) 不良箇所が判明した場合は、監督官へ報告するとともに、見積書を作成して提出すること。
- e) その他提出書類については監督官の指示に従い提出するものとする。